年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 24 件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 18 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 22 件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から46年11月まで

② 昭和47年3月から55年3月まで

私は、昭和 40 年代に国民年金の加入手続を行ったことを覚えており、 国民年金保険料の領収書を年金手帳に貼付していた。44 年 12 月から 46 年 11 月までの期間及び 47 年 3 月から 55 年 3 月までの期間が未納とさ れていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人及び申立人の夫は、昭和 55 年4月下期に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている上、加入手続以降、申立人の夫が国民年金の被保険者資格を喪失するまで、夫婦同一の納付記録となっていることが確認できる。

また、申立期間②のうち昭和53年1月から55年3月までの期間は、加入手続の時点において、国民年金保険料を過年度納付することが可能である上、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の夫は、当該期間の保険料を過年度納付していることを考慮すると、申立人の当該期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①及び②のうち昭和52年12月以前の期間については、申立人は、40年代にB市(現在は、C市)で加入手続を行い、当該期間の夫婦二人分の保険料を当時3か月ごと納付していたと述べているところ、B市において申立人に手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、55年4月にA市において加入手続が行われていることが確認できることから、

申立人の主張とは相違している上、当該期間の保険料を一緒に納付したと する申立人の夫も未納とされている。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号 番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②のうち昭和52年12月以前の期間については、 申立人は当該期間の納付状況を具体的に記憶していない上、当該期間の保 険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、 ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見 当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和53年1月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年9月までの期間及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から同年9月まで

② 昭和56年10月

私は、昭和 54 年1月に実家のあるA町(現在は、B市)で国民年金に加入した。56 年4月の婚姻と同時にC町の夫の両親と同居し、C町役場に年金手帳を持参して住所及び氏名の変更手続を行った。申立期間①及び②当時、地区の納税組合の集金により、家族全員の国民年金保険料をまとめて納付していたのに、申立期間①及び②が未納及び未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和54年1月13日に国民年金の被保険者資格を取得後、婚姻により転出する前月の56年3月までの国民年金保険料を全て納付していたことが確認できる上、申立人の所持する年金手帳には、同年4月7日に氏名及び住所の変更手続が行われた記載があり、C町の国民年金被保険者名簿に記録されている転入年月日と一致することから、申立人は婚姻後、遅滞なく同町で国民年金に係る諸手続を行ったことがうかがえる。

また、申立期間①及び②は連続した計7か月と短期間である上、上記C町の被保険者名簿には、納税組合による収納が行われていた記載があり、申立人の夫及び申立人の義父母の申立期間①及び②に係る保険料は納付済みであることを考慮すると、申立人の申立期間①及び②の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から同年 11 月までの期間及び 57 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から同年11月まで

② 昭和57年1月から同年3月まで

私は、昭和 55 年7月頃にA区からB市へ転居し、同年7月から同年 11 月までの国民年金保険料は、同市で納付した記憶がある。また、同年 12 月に婚姻し、57 年1月から同年3月までの保険料も納付したはずであり、申立期間が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の記載から、申立人は、申立期間の国民年金 保険料の納付に係る住所変更手続、強制加入から任意加入への種別変更手 続等を適切に行ったことが確認できる上、申立期間を除き、国民年金加入 期間について、保険料を全て納付しており、申立期間①は5か月、申立期 間②は3か月とそれぞれ短期間であることを考え合わせると、申立期間の 保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立期間①直前の昭和 55 年4月から同年6月までの期間が、社会保険事務所(当時)において 62 年5月1日に納付記録が追加処理されていることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私は、昭和 51 年8月に国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料を納付してきた。保険料の納付は現在まで忘れたことは無く、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年8月19日に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い上、前納制度を利用するなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の保険料はA市役所から送付された納付書に 現金を添えて市役所本庁かB農業協同組合(当時)で納付したと述べてい るところ、A市は、「当時、B農業協同組合でも保険料の納付が可能だっ たようだ。」と回答しており、申立人の申述内容に不自然さはみられない 上、申立期間は3か月と短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたもの と認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月

私は、勤務先を退職後、A市B区役所で申立期間の国民年金の加入手続を速やかに行い、定かではないが、その場で申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職後、申立期間の国民年金の加入手続を速やかに 行ったと主張しているところ、オンライン記録において、平成8年3月 31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に国民年金の被保険 者資格を取得していること、及び同年6月24日に申立期間に係る国民年 金保険料の過年度納付書が作成されていることが確認できることから、申 立人は申立期間に係る加入手続を遅滞なく行っていることがうかがえる上、 当該納付書により申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により、申立人は、申立期間前における住所変更手続を適切に行っていることが確認できる上、申立期間は1か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から同年9月まで

私は、昭和 58 年 3 月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、 国民年金保険料を納付した。数枚つづりの納付書が届いていた記憶が あり、申立期間の保険料はその納付書で納付したはずであるので、申 立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和59年10月頃と推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。また、申立人は、「数枚つづりの納付書が届いていた記憶がある。」と申述しており、オンライン記録において、申立期間の前後の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間に係る過年度納付書が送付されていたことがうかがえる上、申立期間は3か月と短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成 18 年 5 月 1 日から 20 年 10 月 1 日までの期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、18 年 5 月から同年 8 月までは 20 万円、同年 9 月から 19 年 8 月までは 22 万円、同年 9 月から 20 年 9 月までは 24 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 12 万 6,000 円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 18 年 5 月は 22 万円、同年 6 月は 20 万円、同年 7 月は 22 万円、同年 8 月は 20 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 22 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 20 万円、19 年 1 月から 20 年 9 月までは 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の平成19年8月8日、同年12月18日及び20年8月8日に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を19年8月8日及び同年12月18日は19万3,000円、20年8月8日は18万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月1日から20年10月1日まで

- ② 平成19年8月8日
- ③ 平成19年12月18日
- ④ 平成20年8月8日

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準報酬月額が著しく低額になっている。また、申立期間②、③及び④に同社において賞与の支給を受け、保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録に反映されていない。給与明細書及び賞与明細書があるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、申立期間①のうち、平成 18 年 5 月は 22 万円、同年 6 月は 20 万円、同年 7 月は 22 万円、同年 8 月は 20 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 22 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 20 万円、19 年 1 月から 20 年 9 月までの期間は 22 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、上記給与明細書により、申立期間①のうち、平成 19 年9月から同年 11 月までは、12 万 6,000 円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されているが、その直後の給与明細書では、社会保険料調整額の控除が確認できるところ、当該調整額は、当該期間の標準報酬月額を、その前後の期間の標準報酬月額と同額(22 万円)であったと仮定して算出した社会保険料額と 12 万 6,000 円の標準報酬月額に基づく社会保険料控除額との差額と一致することから、当該調整額は、同年 9 月から同年 11 月までの社会保険料控除額に対する調整額であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認又は推認できる保険料控除額から、平成 18 年 5 月は22 万円、同年 6 月は20 万円、同年 7 月は22 万円、同年 8 月は20 万円、同年9月及び同年10 月は22 万円、同年11 月及び同年12 月は20 万円、19 年1月から20 年9月までの期間は22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間①について当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準報酬月額の訂正の届出を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に

係る申立期間①の保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②、③及び④については、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、平成19年8月8日、同年12月18日及び20年8月8日に賞与が支給され、当該賞与に見合う標準賞与額(19年8月8日及び同年12月18日は19万3,000円、20年8月8日は18万6,000円)に相当する保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②、③及び④の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間②、 ③及び④について当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、 賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る 申立期間②、③及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知 を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していない と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月20日から36年8月25日まで

② 昭和36年8月28日から39年9月16日まで

私は、昭和39年9月16日にA社を退職後、同年11月*日に結婚し、41年12月1日にB社に入社した。厚生労働省の記録では、同年2月15日に申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、脱退手当金の支給決定日以前の3回の被保険者期間のうち、申立期間の前にある別番号で管理されている1回の被保険者期間(12 か月)についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が最初に勤務した事業所における被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、支給決定日(昭和 41 年2月 15 日)の約1年2か月前の39年11月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者 資格喪失日から約1年5か月後の昭和41年2月15日に支給決定されたこ ととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難 い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から39年6月21日まで 私は、A社を昭和39年に退職した後、厚生労働省の記録では、脱退 手当金を支給したことになっているが、脱退手当金は受給していないの で、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほし い。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間(6か月)については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人は、厚生年金保険被保険者証を交付され、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であることを承知しており、これを失念するとは考え難い。

また、申立人が所持している昭和 39 年 10 月 20 日付けのB事業所 C (役職) から業務を嘱託された辞令により、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年 6 月 21 日の 4 か月後に再就職していることが確認できることから、申立人は、当時、自身の年金期間を継続する意思を有していたことがうかがえる。

さらに、申立人は、前職のD事業所からA社に就職した理由について、「E(役職)として引き抜かれた。」と供述しており、当該事業所は、申立人の前職を確認できる資料を有していたことがうかがえる上、当該事業所が代理請求を行った場合、申立人の申告を受けてD事業所の被保険者期間の把握が可能であり、当該期間を請求対象としないことは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和23年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月31日から同年12月1日まで 私は、昭和21年9月にC社(現在は、A社)に入社し、62年3月に 退職するまで継続して勤務していた。21年9月から29年9月まで同社 B支店管内のD出張所に勤務し、E(業務)に従事したが、厚生年金保 険の加入記録が23年10月31日から同年12月1日までの期間について 欠落しているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職員カードにより、申立人は、昭和21年9月20日に採用され、29年9月6日に同社B支店F出張所へ転勤するまで、同支店D出張所(その後、G事業所に名称変更)に所属し、申立期間はB支店に在籍していたことが確認できる。

また、雇用保険の加入記録により、A社において申立人は昭和 22 年 11 月 1 日に資格取得し、申立期間を含め 62 年 3 月 31 日に離職するまで継続して雇用されていることが確認できる。

さらに、事業主は、「給与計算上、申立期間の厚生年金保険料の控除を 行っていないとは考えづらい。申立期間の加入記録の欠落は、会社の事務 手続の誤りが原因と考える。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立 期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ る。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における昭和 23 年9月の記録から、2,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務処理の誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る昭和23年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和44年11月2日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年11月2日に訂正し、同年8月から同年10月までの標準報酬月額については、3万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月 20 日から同年 8 月 15 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年 7 月 20 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 7 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月27日から同年6月21日まで

② 昭和44年8月31日から同年12月4日まで

③ 昭和47年7月20日から同年8月15日まで

私は、年金記録確認地方第三者委員会から申立期間に勤務していた事業所の元同僚に係る文書照会があり、これを端緒に自分の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録も欠落していることが分かった。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、事業所名は不明であるものの、昭和44年6月21日から同年11月1日までの雇用が確認できるところ、A社の厚生年金保険の加入記録(44年7月1日から同年8月31日まで)と重複する期間があり、当該事業所での雇用保険の加入記録と認められることから、申立人は同年11月1日までA社に雇用されていたと推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人は、昭和 44 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失したことが記録されているが、当該資格喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 8 月 31 日から約 3 か月後の同年 12 月 5 日付けで遡及して行われている上、同日には、申立人のほか 15 名の資格喪失処理が遡及して行われていることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿により、A社は、昭和44年8月30日付け及び上記の同年10月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の被保険者資格喪失届を、同社が適用事業所でなくなった同年8月31日より後の同年9月9日及び同年10月22日に、それぞれ社会保険事務所(当時)へ提出していることが認められ、かつ、同社の商業登記簿謄本により、同社は49年12月3日に解散していることが確認できることから、44年8月31日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る処理を遡って行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は雇用保険の離職日の翌日である昭和44年11月2日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 44 年7月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和 44 年 11 月 2 日から同年 12 月 4 日までの期間については、A社の元事業主は、「会社は無くなっており、当時の建物も 46 年に取り壊したため、資料の確認ができず、当時の経理担当者も所在が不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間③については、B社から提出された職制表及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間③に同社に勤務していたことが確認

できる。

また、C健康保険組合が保管する規約変更書及び規約変更理由書により、当該事業所は、昭和47年7月20日に同健康保険組合に事業所編入したことが確認できる。

さらに、昭和47年7月20日に当該事業所において厚生年金保険に加入している元同僚から提出された同年8月の給与明細書により同年7月及び同年8月の健康保険料及び厚生年金保険料(両月とも同額)が控除されていることが確認できる。

一方、B社に係る被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、当初、昭和47年8月15日と記録されており、申立期間③は厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であるが、同社の商業登記簿謄本により、同社は、同年7月20日に設立されたことが確認できる上、C健康保険組合から提出された組合規約一部変更認可申請書(47年7月28日付け)の事業所編入後の事業計画において被保険者数が20名であることが確認できることから、当時の厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のB社における 昭和 47 年8月の社会保険事務所の記録から、7万 2,000 円とすること が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、資料が無いため不明としているが、申立期間③においてB社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、事業所名は不明であるが、昭和44年1月20日から同年5月29日までの雇用が確認できるところ、D社の厚生年金保険の加入記録(44年2月1日から同年5月27日まで)と重複する期間があり、当該事業所での雇用保険の加入記録と認められることから、申立人は、同年5月29日まで同社に雇用されていたと推認できる。

しかし、D社は、昭和45年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明である上、当時厚生年金保険事務を担当していた2名は、死亡及び所在不明であることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。また、D社の被保険者名簿により、申立人は、昭和44年5月27日に

厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年7月1日にA社において被保険者資格を取得しているところ、申立人と同じくD社からA社に転職し、当該事業所において同年7月1日に資格取得している 12 名は申立人と同じくD社における被保険者資格喪失日は同年5月 27 日となっている。このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成2年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成2年8月31日から同年9月1日まで 私は、A社に昭和61年4月に入社し、平成2年8月31日に退職した が、厚生年金保険の資格喪失日の記録は同年8月31日になっており、 同年8月が厚生年金保険の被保険者期間になっていないことに納得でき ないので、資格喪失日の記録を同年9月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「給・賞与支払明細書」(平成2年8月及び同年9月)により、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に給与が支給され、当該報酬月額に見合う標準報酬月額14万2,000円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しにより平成2年8月31日を資格喪失日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成19年1月を36万円に訂正することが必要である。

なお、船舶所有者は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく船員保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく船員保険料を除く。)を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から21年12月まで

私が、船舶所有者Aが所有する船舶に勤務していた期間のうち、平成元年2月から21年12月までの船員保険の標準報酬月額が給与支給額より低くなっている。平成元年当時から給与は手取りで40万円を下回ったことは無く、申立期間の標準報酬月額が26万円から41万円とされているのは納得できないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の平成 19 年1月に係る標準報酬月額については、 事業主から提出された給料台帳控により確認できる船員保険料控除額か ら、36万円とすることが妥当である。

なお、船舶所有者が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を 納付する義務を履行したか否かについては、船舶所有者は、給与支給額 より低い標準報酬月額を届け出ていたことを認めていることから、その 結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、船舶所有者は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、平成18年1月から同年12月までの期間及び19年2月から21年12月までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料台帳控により、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、船舶所有者が源泉徴収していたと認められる船員保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成元年2月から17年12月までの期間に係る標準報酬月額については、船舶所有者は、同年12月以前の給料台帳控を保管しておらず、当該期間における保険料控除の実態を確認できない上、ほかに申立人の当該期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保 険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 2 月 28 日から同年 3 月 22 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日(同年 2 月 28 日)及び資格取得日(同年 3 月 22 日)に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月28日から同年3月22日まで

② 昭和59年1月1日から61年4月1日まで

私は、昭和44年7月1日から46年11月20日までA社に継続して勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②については、B社に勤務していたが、その期間の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和44年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、46年2月28日に資格を喪失後、同年3月22日に再度資格を取得しており、同年2月の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間①において、A社に継続して勤務していたことが確認できる上、複数の元同僚は、「申立期間①において、申立人の業務内容及び勤務部署が変わったということは無く、継続して勤務していた。」と供述している。

また、申立人と同じC(業務)をしていたとする複数の元同僚は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者となっている上、上記被保険者名簿において、申立人と同様の被保険者記録の欠落がある被保険者は

見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における 昭和 46 年 3 月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万 6,000 円と することが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の所在は不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料の控除について確認できない。

また、B社の厚生年金保険被保険者原票において申立期間②に資格を取得している複数の被保険者に聴取しても、具体的な証言は得られず、申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、B社は申立期間②においてD厚生年金基金に加入していたところ、同基金の記録を管理する企業年金連合会は、「申立人の申立期間②に係る厚生年金基金加入記録は管理していない。」と回答している。

加えて、上記被保険者原票を縦覧しても、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人が元同僚として挙 げた二人の氏名も確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を19万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

A社は、平成 18 年 12 月 25 日に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生日から 2 年以内に賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、申立期間に係る保険料を納付しなかった。同社は、23 年 6 月に当該賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、年金給付に反映されない記録とされているので、反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正 及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保 険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内である ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとな る。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、賞与明

細書における保険料控除額から19万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利 が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正 の届出を行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の 標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、 当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。 千葉厚生年金 事案 4084~4088 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>(別添一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

 氏
 名
 :

 基礎年金番号
 :
 別添一覧表参照

 生
 年
 月
 :

 住
 所
 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

A社は、平成 18 年 12 月 25 日に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生日から 2 年以内に賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、申立期間に係る保険料を納付しなかった。同社は、23 年 6 月に当該賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、年金給付に反映されない記録とされているので、反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正 及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保 険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内である ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとな る。 したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、賞与明細書における保険料控除額から<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利 が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正 の届出を行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の 標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、 当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件5件(別添一覧表参照)

別添一覧表

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
4084	男		昭和42年生		22万9,000円
4085	男		昭和37年生		46万5,000円
4086	男		昭和42年生		45万8,000円
4087	男		昭和43年生		38万8,000円
4088	男		昭和57年生		28万4,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月14日から39年7月10日まで 私の年金記録では、昭和35年5月14日から39年7月10日までA社 において加入していた厚生年金保険被保険者期間について、40年9月 21日に脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した覚えは 無いので、調査の上、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前の被保険者期間 90 か月がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険 者資格喪失日から約1年2か月後の昭和40年9月21日に支給決定された こととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え 難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、昭和40年9月21日に支給決定がなされているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、当該事業所において払い出された厚生年金保険被保険者記号番号は、脱退手当金の支給決定日直前の同年9月7日に申立期間より前に勤務していたB社C支店において払い出された記号番号に重複取消処理されたこと、及び婚姻による氏名変更処理が行われたことが記載されているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、当該処理の事実が記載されておらず事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年7月1日から16年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、15年7月から16年8月までの標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 1 日から 17 年 2 月 18 日まで 私のA社における平成 15 年 7 月 1 日から 17 年 2 月 18 日までの期間 の標準報酬月額が、知らないうちに引き下げられているので正しい額に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成15年7月1日から16年9月1日までの期間については、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初15年7月から同年12月までは62万円と記録されていたところ、16年1月13日付けで38万円に遡及して訂正され、その標準報酬月額が同年8月まで適用されていることが確認できる。

また、当該事業所の元事業主及び当時の元役員二人についても、平成 16年1月13日付けで、申立人と同様に標準報酬月額の記録が遡及して 引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、当該事業所は社会保険料を滞納していることが滞納処分票により確認できる上、当該事業所の元事業主は、「社会保険料の滞納額を減額するために、標準報酬月額を訂正した。」と供述している。

なお、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は取締役であった ことが確認できるが、元事業主及び元役員一人は、「社会保険事務に ついては、申立人ではない者が担当していた。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成 16 年 1 月 13 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の 15 年 7 月から 16 年 8 月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり 62 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 2 月 18 日までの期間 については、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定(16 年 9 月 1 日)において、申立人の標準報酬月額が 38 万円と記録されて いるところ、当該処理については、定時決定の処理時点において、遡 及訂正処理との直接的な関係がうかがわれる事情は見当たらず、社会 保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は、「申立期間当時の資料は保管していない。」と回答している。

このほか、申立期間のうち、平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 2 月 18 日までの期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成16年9月1日から17年2月18日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年4月1日から10年7月2日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、9年4月から同年9月までは47万円、同年10月から10年2月までは50万円、同年3月から同年6月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月1日から50年4月1日まで

- ② 昭和60年4月2日から同年9月2日まで
- ③ 昭和62年2月8日から63年2月8日まで
- ④ 平成4年5月27日から同年6月29日まで
- ⑤ 平成4年9月1日から5年11月1日まで
- ⑥ 平成9年4月1日から10年7月2日まで

私は、昭和48年9月1日から50年4月1日までA市所在のB事業所 又はC事業所に、60年4月2日から同年9月2日までD社に、62年2 月8日から63年2月8日までE社に、平成4年5月27日から同年6月 29日までF社に、同年9月1日から5年11月1日までG社に勤務した が、申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険の被保険者記録が欠落 しているので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

また、H社に勤務していた期間のうち、平成9年4月から 10 年6月までの標準報酬月額が9万2,000円に下げられている。私の標準報酬月額は平成9年4月から同年9月までは47万円、同年10月から10年2月までは50万円、同年3月から同年6月までは26万円だと思うので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑥については、オンライン記録において、申立人のH社に係る標準報酬月額は、当初、平成9年4月から同年9月までは47万円、同年10月から10年2月までは50万円、同年3月から同年6月までは26万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月29日の6日後の同年8月4日付けで、9万

2,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により、役員でなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額に係る当該遡及 訂正に合理的な理由は無く、同訂正処理は、有効なものとは認められず、 申立期間⑥に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に 当初届け出たとおり、平成9年4月から同年9月までは47万円、同年 10月から10年2月までは50万円、同年3月から同年6月までは26万 円に訂正することが必要である。

2 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、事業所名は不明であるが、申立期間①のうち、昭和49年6月1日から50年3月25日までの期間について加入記録が確認できることから、申立人が申立期間①にB事業所又はC事業所に勤務していた可能性はうかがえる。

しかし、オンライン記録により、申立人が主張するA市に所在するB 事業所又はC事業所という名称の適用事業所は確認できない。

また、申立人は元事業主の氏名を挙げているが、生年月日が不明であるため個人を特定することができないことから、申立人が申立期間①に勤務していた事業所を特定することができない。

さらに、申立人は元同僚の氏名を覚えていないことから、申立期間① 当時の同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間②については、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名 簿により、申立人の資格取得日は昭和59年1月16日、資格喪失日は 60年4月2日となっており、オンライン記録と一致する上、申立人に 係る資格喪失届が同年4月17日に受け付けられ、健康保険被保険者証 が返納されている旨の記載が確認できる。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録は、59年1月16日取得、60年4月1日離職となっており、オンライン記録と符合する。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主から申立人に係る照会に対する協力を得ることができないことから、申立人の申立期間②における勤務実態について確認できない。

加えて、申立人が氏名を挙げた元同僚から協力を得ることができない上、D社に係る被保険者名簿において、申立期間②に被保険者資格を有する元同僚のうち、唯一連絡が取れた元同僚は、「申立人のことを覚えているが、勤務期間までは分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間③については、申立人が氏名を挙げた元同僚から協力を得ることができない上、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に被保険者資格を有する7名に照会したが、連絡が取れた元同僚4名のうち、1名は、「申立人のことを覚えているが、勤務期間までは分からない。」と供述し、他の3名は、「申立人を覚えていない。」と供述していることから、申立人の申立期間③における勤務実態について確認できない。

また、申立人の雇用保険の加入記録において、取得日は昭和 61 年 3 月 31 日、離職日は 62 年 2 月 7 日となっており、オンライン記録と符合する。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の所在が不明であり、申立期間③における関係書類の所在も不明であることから、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 申立期間④については、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立 期間④にF社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が主張する I 区 J に所在する F 社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は事業主の氏名を覚えていないことから事業主調査を行うことができず、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

6 申立期間⑤については、元同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人がG社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなって おり、元事業主から協力を得られないことから、申立人の申立期間⑤に おける保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはで きない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成7年9月21日、資格喪失日は8年9月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については 56 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月26日から8年9月30日まで 私は、申立期間について、B (地名)で、A社の社員として勤務し、 厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の加入記録 が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 A社から提出された申立人に係る個人台帳により、申立人が契約社員 として、平成7年6月26日に入社し、8年9月29日に退職しているこ とが確認できる。

一方、オンライン記録により、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、当初、平成7年9月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録(標準報酬月額は56万円)が同年10月27日付けで処理されていたが、同年12月1日付けで取得日に遡って取り消されていることが確認できる。

このことについて、当該事業所は、「当該事業所では従来、第二種組合員は、厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていたが、社会保険事務所(当時)の指導により、平成7年9月から、厚生年金保険に加入させることとなったが、その後、社会保険事務所の担当者から、同年9月時点で52歳以上の者は除外してもよいとの指導があり、この時点で52歳に達していた申立人については、資格取得取消の手続を行った。

しかし、9年8月に、社会保険事務所から先の指導は誤りであり、同年8月1日を取得日として手続を行うようにとの指導があり、この時点で在籍していた社員については、同年8月1日に資格取得の手続を行ったが、8年9月に既に退職していた申立人については、資格取得に係る再届出は行わなかった。」と回答している。

また、当該事業所及び年金事務所とも、「平成7年の指導に誤りがあり、9年8月に資格取得の手続を行うよう指導した文書は、保管されていない。」と回答しているが、オンライン記録により、9年8月1日に11名が資格を取得していることが確認できるところ、そのうち10名はいずれも7年9月現在で52歳以上であることから、前述のとおり、社会保険事務所の指導により、9年8月1日を資格取得日として再資格取得手続が行われ、同日以前に退職していた申立人は上記手続の対象とはならなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格を遡って取り消した処理に合理的な理由は無く、有効なものとは認められないことから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成7年9月21日、資格喪失日は同社から提出された申立人に係る個人台帳から8年9月30日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については 56 万円とすることが 妥当である。

2 一方、申立期間のうち、平成7年6月26日から同年9月21日までの期間については、当該事業所が提出した申立人に係る個人台帳及び雇用保険の加入記録から、当該事業所に雇用されていたことは確認できるが、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、事業主は、「当該期間に係る賃金台帳などの関連資料は保存していない。」と回答していることから、保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断する と、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年1月から同年3月までの期間及び同年7月から平成5年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで

② 昭和53年7月から平成5年6月まで

私は、昭和 52 年 9 月から同年 12 月までの期間及び 53 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料が納付済みである通知を年金事務所から受け取ったが、保険料の「払込書」が届いたら納付していたので、納付した月がもっとあるはずである。勤務先が社会保険の適用事業所となった平成 5 年 7 月頃に滞納していた国民健康保険料及び国民年金保険料の二年分を合わせて 100 万円ぐらい納付した記憶もあるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、国民年金保険料を納付した期間がもっとあるはずである。」と主張しているが、申立期間に係る保険料の納付期間、納付時期、納付金額等を覚えておらず、その主張は具体的でないことから、申立期間の納付状況は不明である。

また、A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立期間は 未納と記録されておりオンライン記録と一致している上、オンラインシス テムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる 縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこと をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、平成5年7月頃に国民健康保険料及び国民年金保険料を100万円ぐらい納付した証拠資料として貯金通帳の写しを提出しているが、当該貯金通帳の写しにおいて、申立人の主張を裏付ける記載は見当

たらないことから、申立期間の保険料の納付を示す資料として採用することはできない上、オンライン記録において、7年2月7日に過年度納付書が作成されていることから、この時点で5年1月から同年6月までの期間に未納があったことがうかがえる。

加えて、申立期間は183か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から62年3まで

私の国民年金については、同居していた父が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は未納とされているが、納付していたはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年4月10日に社会保険事務所(当時)からA市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の国民年金被保険者の納付記録等により、申立人の加入手続は同年5月に行われたと推認できる上、オンライン記録によれば、申立期間直後の昭和62年度の保険料が昭和63年10月26日に一括で過年度納付されていることから、この時点を基準にすると、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができなかった事情がうかがえる。

また、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は未納と記録されており、申立期間に係る保険料が過年度納付された形跡は見当たらない。さらに、申立人の保険料を納付したとする申立人の父は、申立期間の保険料の納付方法、納付金額等についての記憶が不鮮明なため、申立期間の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から11年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月から11年3月まで

私は、会社を退職後すぐに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間は、A事業所に勤務していた期間で、保険料は口座振替にしていたと記憶している。申立期間が未納とされているのは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付していたと主張しているところ、オンライン記録により、平成 13 年 2 月 7 日に申立期間の一部に係る過年度納付書が作成されていることが確認できることから、同時点で申立期間は未納であったと考えられる。

また、申立人は、振替口座について残高不足の通知があったかどうか、 申立期間の保険料を納付書で納付したかどうかについて、いずれも「記憶 に無い。」と回答しており、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、保険料が納付された場合の記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から55年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から55年3月まで

私が昭和 54 年 6 月頃に、母がA市役所で私の国民年金の加入手続を 行い、申立期間の国民年金保険料は、母がA市役所内のB銀行で納付し ているはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が昭和 54 年 6 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をA市役所内のB銀行で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、55 年 4 月頃に払い出され、同時期に申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認され、申立人の主張と相違する。

また、加入手続の時点では、申立期間の保険料は現年度納付が可能であるものの、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、加入手続直後の昭和55年4月から同年6月までの保険料が同年6月30日に納付されたことが記載されており、同時点では、申立期間の保険料は過年度納付となるが、A市役所は、「市役所内のB銀行では、過年度保険料の収納はできなかった。」と回答している。

さらに、申立人の母は、申立期間の保険料を納付済みであるものの、申立人及びその母の被保険者名簿において、申立期間後の保険料の納付日を確認したところ、大部分が一致せず、申立人及びその母が一緒に保険料を納付していたとは認め難い。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母は、加入手続及び保険料の納付時期に関する記憶が明確でない上、申立

期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

千葉国民年金 事案 3878 (事案 221 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

前回の申立て後、新たな資料や事実は見つかっていないが、私は、婚姻届を提出するためにA区役所に出向いた際に、国民年金課に案内され、そこで担当職員から国民年金に制度発足時に遡って加入できると聞き、夫婦そろって加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。 夫が夫婦二人分の保険料として 10 万円強の金額をその場で納付したことは間違いないので、再度確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳の発行日から申立人の国民年金の加入手続は昭和48年2月23日に行われ、同日に国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できるところ、i)申立人は、同年2月に国民年金保険料を一括納付したと主張するが、手帳記号番号払出日の関係上、45年12月以前の保険料は時効により納付できない上、47年3月以前は過年度納付になるので、区役所窓口では納付できないこと、ii)申立人は、申立人の夫と共に48年2月に国民年金に加入したと述べているが、申立人の夫の国民年金手帳の発行日は47年3月21日である上、申立人の夫の領収証書により、同年7月から48年3月までの保険料が47年8月、同年12月、48年1月に、申立人の夫の手帳記号番号を基に納付されていることが確認でき、申立人の主張には矛盾があること、iii)申立人は、同年2月頃に夫婦二人分の保険料として約10万円強を納付したと主張しているが、同年2月時点で夫婦二人の未納保険料で、なおかつ過年度納付できる金額を計算したところ、4万9,000円にしかならず、申立人の主張は信憑性を欠くことなどを理由として、既に当委員会の決定に基

づき平成 20 年6月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、A区役所の職員から国民年金の制度発足時に遡って加入できると教示され、申立期間の保険料として 10 万円強の金額を同区役所において一括で納付したと再度主張しているところ、申立期間の保険料を納付する場合、過年度納付及び特例納付が考えられるが、申立人の特殊台帳には、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付した記録は確認できない上、申立人が国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする昭和 48 年2月において特例納付は実施されていない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される時点以降に 実施された第2回特例納付(実施期間:昭和49年1月1日から50年12 月31日まで)において納付したと考えた場合でも、夫婦二人分の未納期間の保険料納付に必要となる金額は合計で19万5,300円であり、申立人の主張とは相違する。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付により納付したとは考え難い。

このほか、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかが わせる新たな資料等は提出されておらず、口頭意見陳述においても、保険 料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は確認できず、当委員会の 当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、 申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から51年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から51年3月まで

私は、大学を卒業した後の1年間は研究員として大学に残り、その後、A社に入社したときに母から年金手帳を渡され「これからは自分で国民年金保険料を納めなさい。」と言われたことを記憶している。申立期間当時、自営業を営んでいた両親とB区で同居しており、両親が国民年金に加入して保険料を納付していたので、私の保険料についても母が一緒に納付してくれたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自営業を営んでいた申立人の両親とB区で同居しており、申立人の母が家族の国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人に対し、B区及びC市においてそれぞれ国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

しかし、B区において払い出された手帳記号番号は、B区の個人別国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和51年6月1日に払い出されたことが確認でき、払出時点を基準にすると、申立期間のうち45年8月から49年3月までの保険料は時効により納付することができないこと、及びC市において払い出された手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、55年2月又は同年3月頃に払い出されていることが推認でき、払出時点を基準にすると、当該手帳記号番号では申立期間の保険料は時効により納付することができないことから、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたとは推認し難い。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に上記以外の手帳記号番 号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は既に亡くなっており、具体的な保険料の納付状況を確認することができない上、B区居住者に係る年度別納付状況リスト(昭和58年11月9日現在)には、申立期間の保険料を納付した記録は無い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

私は、A県B郡C町に住み始めた昭和 47 年から、ずっと国民年金保険料を納付し続けている記憶があり、C町からD市に引っ越しをした59 年以降も転居先のD市で転入の届出と保険料の口座振替の手続を行い、申立期間の保険料を納付しているはずである。D市へ転居した59年当時は、収入も安定していたので、任意加入の資格喪失の申出をした記憶は無い上、申出をする理由も無く、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において国民年金の資格喪失の申出をした記憶は無いと主張しているが、申立人が所持する2冊の年金手帳のうち、1冊目の国民年金手帳の資格記録欄には、資格喪失日が昭和59年10月1日と記載され、D市の印が押されていることが確認できることから、申立人がD市役所で資格喪失の申出をしたことがうかがえる上、2冊目の年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄中に被保険者でなくなった日が同年10月1日、次の行に被保険者となった日が61年4月1日と記載されており、当該資格喪失日及び資格取得日は、D市の保管する被保険者名簿及びオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号 番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月9日から43年3月1日まで 私は、A社を昭和43年に退職した後、厚生労働省の記録では、脱退 手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金は受給していない ので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約3か月後の昭和43年5月17日に支給決定されているとともに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の備考欄に「脱」の表示が記載されているなど、一連の脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間は未請求となっているが、申立人は、「当時は当該期間について厚生年金保険に加入していたという認識は無かった。」と供述している上、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該未請求の被保険者期間があることだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から同年11月まで

私は、昭和 26 年4月から同年 11 月まで、A社B工場(現在は、C 社)に勤務したが、厚生年金保険に加入していないことになっていることに納得できない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人が A社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、申立期間当時の資料は無いと回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が申立期間に一緒に勤務したとして姓のみを挙げている元 同僚は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、該当 する姓の者が二人確認できたが、いずれも死亡していることから、申立人 の申立期間における勤務実態について確認できない。

さらに、上記被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月1日から21年2月1日まで 私は、A社に勤務していた期間について、給与を二つの口座に分けて 支給され、給与支給明細書も分かれていた。申立期間の標準報酬月額に ついて、基本給、B(給与)及びC(手当)のみが計上され、歩合給等 が計上されておらず、実際に支給された給与支給総額よりも低くなって いるので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書は、基本給、B(給与)及びC(手当)に関するものと、歩合給等に関するものに分かれており、基本給、B(給与)及びC(手当)のみの給与支給合計額に見合う標準報酬月額に基づき、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の2種類の給与明細書で確認できる給与支給総額は、 オンライン記録の標準報酬月額(18万円)よりも高額であるものの、給 与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額(18万円)は、 オンライン記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象に 当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂 正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から9年9月16日まで 私は、A社に勤務した期間のうち、平成8年9月から9年8月までの 厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低く されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額については、当初、平成8年9月から9年8月までは41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月16日の約1か月後の同年10月29日付けで申立期間の全てについて、遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、当該事業所の履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部証明書により、申立人は、平成8年8月30日までは取締役、同日以降は監査役であり、当該事業所の代表取締役は申立人の夫であることが確認できる。

また、複数の元同僚及び関係者は、「申立期間当時、申立人は社会保険 事務の担当者であり、役員だった。」と供述していることから、社会保険 事務担当の役員である申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正に関与してい なかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の社会保険事務担当の 役員である申立人が、その処理に関与しながら当該標準報酬月額の訂正処 理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申 立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から4年7月1日まで 私は、年金事務所から、A社における標準報酬月額が平成2年8月に 大幅に減額されている旨の連絡を受け取った。定年後、給与が減額され るような説明を受けた記憶はあるが、4年7月に53万円に増額改定さ れていることを考えると、申立期間の標準報酬月額は不自然である。調 査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人は、58歳の平成4年*月*日(57歳満了の日の属する賃金締切日)に定年となり、同年*月*日からは、定年嘱託契約となっている。」と回答しているところ、当該事業所から提出された社内通達「定年延長について」によれば、当該事業所における定年延長時の給与は、「56歳時は55歳基準内賃金の80%、57歳からは55歳基準内賃金の60%」と記載されており、このことは、申立人の標準報酬月額が56歳となった2年*月に44万円から38万円に、57歳となった3年*月に38万円から26万円に減額改定されているオンライン記録と齟齬が無いことが確認できる。

また、申立人は、「平成4年7月に定年前の標準報酬月額より高額の53万円に月額変更されていることから、申立期間の標準報酬月額は不自然である。」と主張しているところ、当該事業所から提出された申立人に係る定年嘱託契約書によれば、雇用期間は、「平成4年*月*日から5年*月*日まで」賃金額は、「年俸620万円、月50万円、6、12月10万円」とそれぞれ記載されており、オンライン記録における、4年7月の月

額変更処理の正当性が確認できる。

さらに、当該事業所の社会保険事務担当者は、「申立期間当時の賃金台帳等は残っていないが、当時から私が担当しており、月額変更する場合は、給与明細書を添付して社会保険事務所(当時)に届出をしていたので、届け出た標準報酬月額とオンライン記録は一致し、保険料控除額もその標準報酬月額に見合う額であるはずである。」と回答している。

加えて、B厚生年金基金及びC健康保険組合における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年2月13日から同年12月23日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 6 月 1 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 43 年 6 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年2月13日から同年12月23日まで

② 昭和41年10月1日から42年6月1日まで

③ 昭和42年10月1日から43年6月1日まで

私は、昭和 32 年 2 月 13 日から A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が同年 12 月 23 日となっていることは納得できない。また、同社に勤務していた 41 年 10 月から 42 年 5 月までの標準報酬月額が 6 万円から 5 万 6,000 円に減額され、同年 10 月から 43 年 5 月までの標準報酬月額が 6 万円から 5 万 6,000 円に減額されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和32年2月13日からA社に勤務していた。」と主張しているところ、複数の元同僚は、「申立人は、昭和32年2月頃からA社に勤務していた。」と供述しており、当該事業所における勤務が推認できる。

しかし、当該事業所の元事業主は既に死亡している上、当該事業所を継承したB社は、「申立期間当時の担当者が退職しており不明。」と回答しており、申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日に被保険者資格を取得した元同僚のうち、連絡が取れた2名は、「昭和32年2月から同年4月頃までに入社した。」と供述していることから、当該事業所は申立期間①当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから一定の期間を経過してから加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、「標準報酬月額が下げられた り、上がったりしていることは納得できない。」と主張している。

しかし、当該事業所の元事業主は既に死亡している上、当該事業所を 継承したB社は、前述のとおり不明と回答しており、申立期間②及び③ における保険料の控除について確認することはできない。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同様に標準報酬月額が減額されている元同僚のうち、所在が判明した8名は、「当該事業所における自分の標準報酬月額に不満は無い。」と供述している。

さらに、申立期間②及び③に係る上記被保険者名簿の標準報酬月額の 記録とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間②及び③にお いて、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は 見当たらない。

このほか、申立期間②及び③において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づ く厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年10月1日まで 私は、A専門学校を卒業後、B事業所(現在は、C社)に入社し、D 区の自宅からE(地名)にあった同社工場まで通勤して、F(業務) をしていた。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない ので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B事業所における具体的な業務内容及び元事業主の氏名を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は昭和 28 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間であることが確認できる。

また、C社は、「当社は、昭和 28 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前の申立期間に係る資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた元同僚の氏名を覚えておらず、 申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月から12年11月まで

私は、昭和62年5月6日から平成17年4月20日まで、A市BのC 社に総務経理担当として勤務したが、11年5月から12年11月までの 厚生年金保険の標準報酬月額が30万円から9万8,000円に私一人だけ 減額されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間における標準報酬月額は 30 万円であったところを 9 万 8,000 円に私一人だけ減額されているのは納得できない。」と主張している。

しかし、C社の元事業主は、「当時の帳簿、関係資料は紛失した。」と回答しており、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録によれば、元事業主及び複数の従業員についても、 申立期間当時において標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認 できる上、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、遡及訂正等の 不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、申立期間において当該事業所の取締役であることが確認できる上、当該事業所の元事業主及び複数の従業員は、「申立人は、当時取締役で、総務経理を管理していた。」と回答しており、申立人本人も、「給料についての決定は全て代表取締役が決めていたが、給料の計算及び支給並びに各役所への届出は手伝っていた。」と供述している。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録の訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、申立人は、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当することから、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員 保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月31日から35年4月1日まで 私は、昭和34年6月からA社のB丸にC(職種)として乗船してい たが、その後、B丸がD社へ売船されたことに伴い、同年12月からD 社へ一時派遣の形をとり、そのまま継続して乗船勤務した。

当時の船員手帳に記載されている内容では、出向して給料が上がっているにもかかわらず、船員保険の標準報酬月額は下がっている。報酬月額が減額された覚えは無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 34 年 6 月から A 社の B 丸に C (職種) として乗船していたが、同船は同年 12 月に D 社へ売船され、乗組員は D 社に一時派遣としてそのまま同船において勤務した。当時の船員手帳を見ると、A 社の給料は 9,010 円、D 社の給料は 9,270 円と記載されおり、給料が上がっているのにもかかわらず、標準報酬月額は 1 万 6,000 円から 1 万 4,000 円に下がっている。報酬が減額された覚えは無いので納得できない。」と主張している。

しかし、D社は、既に船員保険の船舶所有者でなくなっており、賃金台帳、源泉徴収簿等の関連資料は所在不明であることから、申立人の申立期間当時の船員保険料控除について確認できない。

また、従前に勤務していたA社の事務担当者は、「当時の担当者がいないので詳細については不明だが、当社においては、船員手帳に記載されている給与は本給を意味し、それに諸手当を加算して当時の標準報酬月額を算定していたと思う。」と回答している。

さらに、申立人の船員保険被保険者台帳における標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、D社の船員保険被保険者名簿から、申立人と同様の船員保険被保険者資格の取得及び喪失手続を行っている者が9人確認できるところ、そのうち5人は、A社における資格喪失時からD社における資格取得時において、標準報酬月額が下がっていることが確認でき、申立人と同じような記録の変遷が見受けられ、申立人のみが特殊な取扱いを受けたという事情は見当たらない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく船 員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険 料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月1日から同年10月1日まで 私は、昭和51年5月10日にA社(現在は、B社)に入社し、53年 10月31日まで勤務していた。実際に勤務していたのはC社で、申立期 間も継続して勤務していた。申立期間を含め、毎月の厚生年金保険料は 控除されており、公認会計士の指導のもと私自身が担当していたので、 厚生年金保険被保険者期間に1か月の空白があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 51 年 5 月 10 日から 53 年 10 月 30 日までの期間にA社及びC社において継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、「申立人は、昭和51年5月10日にA社の社員に採用されたと同時に関連会社のC社へ出向。同年8月31日に退職。」と回答している上、同社から提出されたA社発行の源泉徴収票には、退職日が51年8月31日と記載され、社会保険料控除額も計算上、同年5月から同年8月までの4か月分とほぼ一致していることが確認できる。

また、C社は、オンライン記録により、昭和51年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、当該事業所は既に解散しており、元事業主から調査協力が得られないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 48 年2月9日から同年4月2日までにおいて、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月9日から同年4月2日まで 私の年金記録では、A社B工場における厚生年金保険の被保険者資格 を昭和48年2月9日に喪失後、C社において被保険者資格を同年4月 2日に再取得しているが、C社には、同年2月9日から継続勤務してい たので、申立期間の被保険者記録が欠落していることは納得できない。 当該事業所で交付された同年2月及び同年3月の給料明細書を提出する ので、申立期間の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の事業主の証言により、申立期間においてC社に勤務していたことが確認できる上、申立人の所持する申立期間当時の給料支払明細書により、申立期間において、厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿には、当該事業所が昭和48年4月2日に任意適用事業所として厚生年金保険の適用事業所となり、同日、事業主以下申立人を含む社員4人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨記録されている上、申立人は、「申立期間において当該事業所に勤務していた者は、事業主以下4人のみであった。」と供述していることから、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用を受ける必要の無い事業所であったとうかがわれ、上記給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除については、控除されるべきではない保険料が控除されていたと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から22年3月まで

② 昭和23年4月から24年3月まで

③ 昭和24年4月から25年8月まで

私は、申立期間①についてはA(機関)B事業所(その後、C(機関)D事業所に名称変更)に勤務し、E(業務)を行っていた。申立期間②及び③についてはF(機関)に所属し、申立期間②についてはG事業所(本部:H事業所)でI(職種)を、申立期間③についてはJ(地名)のK事業所でL(職種)をしていた。申立期間①、②及び③について厚生年金保険に加入していたと思っていたが、いずれも厚生年金保険被保険者期間となっていないので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が氏名を挙げた元同僚の厚生年金保険被保険者記録をA(機関)B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認することができない上、申立期間①に被保険者記録がある元同僚に申立人の当該事業所での勤務実態について照会したが、申立期間①における申立人の勤務実態について供述を得ることはできない。

また、当該事業所はC(機関)の解散により既に適用事業所でなくなっていることから、申立期間①当時、同機関を所管していたM(機関)(現在は、N(機関))及び解散後に事業を承継したO協同組合に照会したが、いずれも、「C(機関)時代の記録は無い。」と回答している上、申立期間①当時の賃金台帳等の関係資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が勤務したと主張するG事業所は、P 事務所管轄のH事業所又は同管轄のQ事業所として厚生年金保険の適用 事業所となっていることがうかがえる。

しかし、進駐軍従業員に対する社会保険制度については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日付け保発第92号厚生省保険局長通知)により、24年1月1日以降、順次社会保険制度の適用事業所となっているところ、オンライン記録によりP事務所管轄のH事業所は同年4月1日から、同管轄のQ事業所は同年6月20日からそれぞれ適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間②は、適用事業所になる前の期間である。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、進駐軍関連の資料を管理しているR(機関)は、「GHQの名簿を事業所別に管理しているが、K事業所の名称の事業所は無い。」と回答している上、同機関は、「申立人の厚生年金記号「*」番号「*」で取得年月日が昭和25年8月24日、喪失年月日が同年10月12日及び取得年月日が同年10月12日、喪失年月日が26年12月11日以外の記録は確認できない。」と回答しており、オンライン記録と一致する。

また、オンライン記録において、申立期間当時、S区JにK事業所という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)は、P事務所 T事業所において昭和25年8月24日に資格取得、同年10月12日に資 格喪失となっており、U事務所V事業所において同年10月12日に資格 取得、26年12月1日に資格喪失と記録されており、オンライン記録と 一致する。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはで きない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から32年5月11日まで

② 昭和32年12月1日から34年2月16日まで

③ 昭和35年6月5日から38年9月29日まで

私は、申立期間①においてA社に、申立期間②においてB事業所に、申立期間③においてC社にそれぞれ勤務したが、申立期間について脱退手当金が支給されたと記録されていることに納得できない。脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和32年8月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日である昭和32年5月11日の前後2年以内に資格を喪失し受給資格を有する8人(申立人を含む。)のうち、オンライン記録において脱退手当金を支給されたことになっている7人全員が資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

2 申立期間②及び③については、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは

無く、申立人の支給対象期間の最終事業所であるC社における資格喪失日から約2か月半後の昭和38年12月17日に支給決定されている上、C社の被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、C社の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日である昭和38年9月29日の前後2年以内に資格を喪失し受給資格を有する11人(申立人を含む。)のうち、オンライン記録において脱退手当金を支給されたことになっている者が10人おり、このうち7人が6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

なお、支給対象期間に挟まれたD社における被保険者期間 (7か月) は支給対象期間となっていないが、申立人は、「当時のことを何も覚えていない。」と供述していることから、申立期間②及び③の脱退手当金が支給された当時、申立人が当該期間を失念していた可能性もあり、このことをもって脱退手当金の支給を疑わせるまでの不自然さがあるとは言えない。

- 3 申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②及び③ に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回と も申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。
- 4 これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年12月1日から33年12月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和33年12月1日から38年8月6日までの期間及び41年6月1日から同年8月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月1日から33年12月1日まで

② 昭和33年12月1日から38年8月6日まで

③ 昭和41年6月1日から同年8月1日まで

私は、申立期間①について、A社に昭和32年12月から勤務しているが、厚生年金保険の加入記録は、33年12月から38年8月までとなっているので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②及び③について、厚生労働省の記録では、A社、B 社及びC社における被保険者期間に係る脱退手当金が支給されたことに なっているが、A社とC社における被保険者期間に係る脱退手当金を請 求した記憶が無い。なお、脱退手当金を請求するのであれば、A社につ いては、同じD県に所在するE社F工場及びG社における被保険者期間 をまとめて請求するはずであるが、これらの期間をまとめて請求してい ないことから、A社に係る脱退手当金は請求していないものと考える。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所 台帳及びオンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所にな ったのは昭和33年12月1日であることが確認でき、申立期間①は適用 事業所になる前の期間である。

また、A社の関係者から提出された同社に係る「健康保険厚生年金保

険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和33年12月1日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人は、A社において前職とは異なる厚生年金保険被保険者記号番号の払出しを受けているところ、その資格取得日は昭和33年12月1日であり、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②及び③については、申立人は、脱退手当金の支給対象期間となっている三つの期間のうち、申立期間②及び③にはさまれたB社における被保険者期間については受給したが、申立期間②及び③については、受給していないと主張している。

しかし、これら3回の被保険者期間は同一の記号番号で管理されている上、申立人は申立期間③の前の昭和41年2月*日に婚姻しているところ、婚姻後の姓で脱退手当金を請求していることから、婚姻前のB社についてのみ脱退手当金を受給したとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人の脱退手当金の支給金額は上記3回の被保険者期間を対象に計算されており、支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間②及び③を含む脱退手当金 を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、 申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めること はできない。

なお、申立人は、D県に所在したA社について脱退手当金を請求したのであれば、同じ県内にある2事業所における被保険者期間についても合わせて請求するはずであると主張しているが、当該未請求の被保険者期間は支給対象期間と異なる記号番号で管理されていることが確認できる上、申立人がB社だけの脱退手当金を受給したと主張していることを踏まえると当該期間について請求しなかった可能性が高いことから、このことをもって脱退手当金の支給を疑わせるまでの不自然さがあるとは言えない。

千葉厚生年金 事案 4107 (事案 2514 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年9月10日から25年12月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者又は船員保険被保険者として厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和25年12月1日から26年8月1日、同年8月1日から28年8月1日までの期間及び同年8月1日から35年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月10日から25年12月1日まで

- ② 昭和25年12月1日から26年8月1日まで
- ③ 昭和26年8月1日から28年8月1日まで
- ④ 昭和28年8月1日から35年4月1日まで

私は、申立期間①についてA(機関)を修業してB社に入社し、C丸に乗船したが、船員保険又は厚生年金保険のいずれの被保険者期間にもなっていない。また、申立期間②にD社E支店に在籍し、F県G町でH(業務)に従事した期間、申立期間③にI県J郡K村(現在は、L市)に所在したM事業所で勤務した期間及び申立期間④にI県J郡N村(現在は、L市)に所在したO事業所で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間(昭和25年5月から28年10月まで)に係る申立てについては、i) B社及びC丸の船長から交付された上陸証明書から、申立人がC丸に乗船していたことは確認できるが、B社に係る船員保険被保険者名簿から所在が判明した複数の元同僚は、いずれも申立人を覚えていないことから、申立期間当時の船員保険の加入状況について確認できな

いこと、ii)当該事業所は既に船員保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の関係資料の所在は不明であることから、申立人の船員保険料の控除について確認できないこと、iii)申立期間に係る船員保険被保険者台帳には、申立人の船員保険の加入記録が無い上、当該事業所の申立期間に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番は無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、昭和 36 年 5 月 1 日付けの履歴書を提出し、職歴に記載されている内容から、申立期間①についてはB社に入社しC丸に乗船していた期間を限定し、新たに申立期間②、③及び④の申立てを行っている。

2 申立期間①(昭和24年9月10日から25年12月1日まで)については、申立人は、A(機関)を修業してB社に入社し、C丸に乗務していたと主張し、その根拠として昭和25年6月1日から同年12月31日まで同船の船長が発行した上陸証明書を提出しているところ、申立人が同年6月1日以前は同船に乗船し、同日以降は同船を下船していることは確認できる。

しかし、申立人から提出されたP組合発行の組合員手帳の組合費納入記録は昭和24年4月までとなっている上、P組合は、「当組合が保管する組合費納入原簿等を検索したが、申立期間①の記録データを確認できなかった。」と回答しており、申立人が継続して組合員であったか否かについて確認できないことから、申立人がB社に継続して雇用され、厚生年金保険料又は船員保険料を控除されていたか確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者又は船員保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間②については、申立人から提出された履歴書(昭和 36 年 5 月 1 日付け)には、「昭和 25 年 12 月 F 県 G 町 Q 事業所勤務、26 年 7 月家事の都合により退職」と記載されており、申立人が紹介者として氏名を挙げた者が D 社 E 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、申立人は、当該紹介者により同社 E 支店に関する

業務に携わっていたことは推認できる。

しかし、D社は、「申立人には正社員としての記録が無いことから、 現場や支店で雇用していたとしても「傭人」という雇用形態であったと 考えられる。」と回答している。

また、D社E支店において申立期間②に被保険者であった者のうち住所が判明した6人に照会し回答のあった4人は、「申立人のことを覚えていない。」と供述していることから、申立人の申立期間②当時の雇用形態について確認できない。

さらに、D社E支店の被保険者名簿の申立期間②において、申立人の 氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、念のため同社R本社 の被保険者名簿を確認したが、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康 保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認で きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間③については、申立人から提出された履歴書には、「昭和 26 年8月J郡K村M事業所S(役職)、28 年7月同事業所退職」と記載されており、申立人は、「M事業所でT地区のU(地名)のV(業務)に従事した。この会社は今でも存在している。」と主張している。

しかし、W (機関) は、「当事務所の 50 年史によると、確かに昭和 25 年から 30 年にU (地名) のV (業務) が行われており、申立人が主張するT地区は対象区間に含まれていたが、当時V (業務) に係る作業を行った業者名までは分からない。」と回答している。

また、現在L市に所在している会社の従業員は、「X社が過去にM事業所の名称で営業していて、社長は申立人が氏名を挙げている人だった。」と供述しているところ、X社は、昭和62年12月1日に新規に厚生年金保険の適用事業所となり、平成7年6月1日に適用事業所でなくなっており、申立期間③は適用事業所になる前の期間である。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 申立期間④については、申立人から提出された履歴書には、「昭和 28 年8月J郡N村O事業所開業に伴い同事業所S(役職)、35 年3月 Y事業所創業準備のため退職」と記載されている。

しかし、I県J郡N村内において、O事業所という厚生年金保険の適用事業所は、オンライン記録では確認できない上、申立人は、当該事業所の事業主の氏名を挙げているが、オンライン記録で個人を特定できないことから、申立人の申立期間④における雇用等の実態及び保険料の控

除について確認できない。

また、所在する地域をI県内に拡大して調査したところ、名称が類似している事業所として、Z社の存在が確認できるが、I県a郡b町に所在しており、申立人が記憶している事業主とは違う者が事業主である上、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成4年6月1日であり、申立期間④は適用事業所になる前の期間である。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、③及び④に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはで きない。